改め、同表炭化水素の項の蒸発ガスとして排出されるものの項中「（二輪自動車を除く。）」を削り、同表窒素酸化物の項中

窒素酸化物		
軽油を燃料とする普通自動車（小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超える乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	ガソリン（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチル―ターシャリ―ブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）	
一キロワット時当たり〇・九グラム	一キロメートル走行当たり〇・二〇グラム	
ＪＥ〇五モードをディーゼル重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定	二輪車モードによる測定	

を

窒素酸化物		
軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超える乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）
一キロワット時当たり〇・七グラム	一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム	一キロメートル走行当たり〇・一〇グラム
ＷＨＳＣ機状態での測定及びＨＴＣ機状態での測定によるＷＨＴＣに暖機状態での測定によるＷＨＴＣに冷機状態でのＷＨＴＣに〇・四一を乗じた値と〇・二五を乗じた値との和	冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート1）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣに〇・三を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート1）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和

改め、同表粒子状物質の項中「ＪＥ〇五モードをディーゼル重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定」を「ＷＨＳＣによる測定並びに暖機状態でのＷＨＴＣによる測定及び冷機状態でのＷＨＴＣによる測定であつて、暖機状態でのＷＨＴＣによる排出ガス量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのＷＨＴＣによる排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和を暖機状態でのＷＨＴＣによる仕事量に〇・八六を乗じた値と冷機状態でのＷＨＴＣによる仕事量に〇・一四を乗じた値との和で除した値」に改める。

	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）	
一キロメートル走行当たり〇・一四グラム	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート1）による測定、暖機状態でのＷＭＴＣ（パート2）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート3）による排出ガスト量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート3）による排出ガスト量に〇・二五を乗じた値との和	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和	
一キロメートル走行当たり〇・一四グラム	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート1）による測定、暖機状態でのＷＭＴＣ（パート2）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート3）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣに〇・二五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート3）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート1）による排出ガス量に〇・一四を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（パート2）による排出ガス量に〇・一四を乗じた値との和	

に